

佐賀県職員宿舍規程（昭和37年佐賀県訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月24日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
<p>(入居料)</p> <p>第6条 有料宿舍の入居料（駐車場に係るものを除く。第3項において同じ。）は、月額によるものとし、次の表の左欄に掲げる延べ面積（当該宿舍のうち家屋若しくは家屋の部分又は独立した専用物置その他知事が定めるものの延べ面積をいう。以下この条において同じ。）の区分ごとに、同表の右欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同欄に定める1平方メートル当たりの基準入居料の額（次項の規定による調整を加えたときは、その調整後の額とする。）に当該宿舍の延べ面積（同項の規定による調整を加えたときは、その調整後の面積とし、1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた面積とする。）を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。</p>			<p>(入居料)</p> <p>第6条 有料宿舍の入居料（駐車場に係るものを除く。第3項において同じ。）は、月額によるものとし、次の表の左欄に掲げる延べ面積（当該宿舍のうち家屋若しくは家屋の部分又は独立した専用物置その他知事が定めるものの延べ面積をいう。以下この条において同じ。）の区分ごとに、同表の右欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同欄に定める1平方メートル当たりの基準入居料の額（次項の規定による調整を加えたときは、その調整後の額とする。）に当該宿舍の延べ面積（同項の規定による調整を加えたときは、その調整後の面積とし、1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた面積とする。）を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。</p>		
延べ面積	1平方メートル当たりの基準入居料の額		延べ面積	1平方メートル当たりの基準入居料の額	
	佐賀市、東京都及び大阪府の区域	佐賀県（佐賀市を除く。）の区域		佐賀市、東京都及び大阪府の区域	佐賀県（佐賀市を除く。）の区域
55平方メートル未満	<u>358円</u>	<u>351円</u>	55平方メートル未満	<u>386円</u>	<u>371円</u>
55平方メートル以上70平方	<u>449円</u>	<u>439円</u>	55平方メートル以上70平方	<u>483円</u>	<u>465円</u>

改正前			改正後		
メートル未満			メートル未満		
70平方メートル以上80平方メートル未満	<u>546円</u>	<u>535円</u>	70平方メートル以上80平方メートル未満	<u>584円</u>	<u>561円</u>
80平方メートル以上100平方メートル未満	<u>662円</u>	<u>648円</u>	80平方メートル以上100平方メートル未満	<u>720円</u>	<u>692円</u>
100平方メートル以上	<u>823円</u>	<u>807円</u>	100平方メートル以上	<u>878円</u>	<u>844円</u>
<p>2・3 略</p> <p>第6条の2 駐車場に係る入居料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（構造又は施設が著しく他と異なる駐車場にあっては、知事が別に定めるところにより調整を加えた額）とする。</p> <p>(1) 佐賀市の区域 月額<u>2,925円</u></p> <p>(2) 佐賀県（佐賀市を除く。）の区域 月額<u>2,700円</u></p> <p>2 略</p>			<p>2・3 略</p> <p>第6条の2 駐車場に係る入居料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（構造又は施設が著しく他と異なる駐車場にあっては、知事が別に定めるところにより調整を加えた額）とする。</p> <p>(1) 佐賀市の区域 月額<u>3,437円</u></p> <p>(2) 佐賀県（佐賀市を除く。）の区域 月額<u>2,987円</u></p> <p>2 略</p>		

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。